

(別紙様式1)

## 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：愛媛県  
農業委員会名：久万高原町農業委員会

### I 法令事務に関する点検

#### 1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している       周知していない又は周知していなかった

周知の方法	役場本庁、支所の掲示板で周知している。
改善措置	ホームページ等での周知も検討する。
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

作製している       作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	標準処理日数は約30日。
改善措置	可能な限り、迅速に対応する。

(3) 議事録の内容

詳細なものを作製している       概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

公表している       公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局へ備え付け閲覧に供している。
改善措置	伏字などにより、ホームページでの公開も検討する。

## 2 事務に関する点検

### (1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 89 件、うち許可 88 件及び不許可 1 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の内容確認を行うとともに、農業委員及び農業委員会による現地調査・確認、必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	現地確認を複数の農業委員で行うことも検討する。			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	関係法令を事務局としても、よく理解しておく。			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	88 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	1 件		
	是正措置	総会で指摘された留意事項を正確に伝達する。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、公表している。			
	是正措置	可能であれば、ホームページで公開する。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	20 日
	是正措置	事務処理期間の事前周知を行う。			

### (2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 25 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の内容確認を行うとともに、農業委員及び農業委員会による現地調査・確認、必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。			
	是正措置	現地確認を複数の農業委員で行うことも検討する。			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、転用事業内容、立地条件等について総合的に判断している。			
	是正措置	関係法令を事務局としても、よく理解しておく。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、公表している。			
	是正措置	可能であれば、ホームページで公開する。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	25 日
	是正措置	事務処理期間の事前周知を行う。			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		1 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		1 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況		

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 30 件 公表時期 平成27年10月 情報の提供方法:町のホームページで公表。
	是正措置	新しい情報を迅速に提供できるようにする。
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 件 取りまとめ時期 平成 年 月 情報の提供方法:
	是正措置	町のホームページで公表できるようにする。
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2,219 ha 整備方法 電算システムを導入・整備 データ更新:農地法の許可・相続等の届出・農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ毎月更新。
	是正措置	任意項目等の入力を行うようにする。

※その他の法令事務

上記(1)から(5)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

農用地利用集積計画の決定

(1年間の処理件数: 48件、うち決定 48件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容確認を行うとともに、新規の利用権設定については農業委員による現地調査・確認を実施している。
	是正措置	現地調査を複数の農業委員と行えることも検討する。
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。
	是正措置	関係法令を事務局としても、よく理解しておく。
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、公表している。
	是正措置	可能であれば、ホームページで公開する。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見なし
農地転用に関する事務	意見なし
農業生産法人からの報告への対応	意見なし
情報の提供等	意見なし
その他法令事務に関するもの	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

## II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2, 219 ha	236 ha	10. 64 %
課 題	全体に占める遊休農地の割合は1割を超しており、遊休農地所有者への指導徹底が必要である。		

### 2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
5 ha	8. 8ha	176%

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		9月～11月	30人	1～2月	
	調査方法	①調査区域(全域)を9地区に区切り、農業委員・農業委員会事務局・農政課職員により調査。 ②航空写真及び地籍図により現地を確認、遊休化している場合はさらに詳しく調査。			
遊休農地への指導	実施時期:2月～3月				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		6月、9月～11月	50人	12月～1月	
	調査方法	①調査区域(全域)を9地区に区切り、農業委員・農業委員会事務局・農政課職員により調査。			
	遊休農地への指導	実施時期: 指導件数: 0件 指導面積: 0ha 指導対象者: 0人			
	遊休農地である旨の通知	件数: 4, 565件	面積: 236ha	対象者: 約2, 000人	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0件	面積: 0ha	対象者: 0人	
その他の取組状況	農業委員により、随時農地パトロールを実施。				

### 4 評価の案

目標に対する評価の案	草刈り管理程度の復旧程度だったが、一部復旧した。
活動に対する評価の案	来年度からは、意向調査を活用した遊休農地の解消に積極的に取り組みたい。

### 5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	草刈り管理程度の復旧程度だったが、一部復旧した。
活動に対する評価	来年度からは、意向調査を活用した遊休農地の解消に積極的に取り組みたい。

III 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家数	1651戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	500戸	116経営	0法人	団体
	農業生産法人数	2法人			
課 題	農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。また、中山間地においては圃場の面積も小さく、若く意欲のある担い手がいないことから、集落全体で農地を守る集落営農組織の育成が急務となっている。				

(2) 平成26年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2 経営	0 法人	0 団体
実 績 ②	0 経営 (-8)	0 法人	0 団体
達成状況 (②/①×100)	0%	0%	0%

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	認定農業者を訪問し、経営改善計画の見直しを行うとともに、農業委員や地域の農業者から意欲ある農業者の情報収集を行い、新規認定の推進活動を実施	計画なし	計画なし
活動実績	認定農業者の期間満了者の再認定を推進し、新規認定の推進活動も実施した。	計画なし	計画なし

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	減もあるため実現は難しい	特記なし	特記なし
活動に対する評価の案	新規も獲得でき、妥当	特記なし	特記なし

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	減もあるため実現は難しい	特記なし	特記なし
活動に対する評価	新規も獲得でき、妥当	特記なし	特記なし

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2, 219 ha	191 ha	8.61%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散錯圃等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。また、中山間地域では不在地主の農地が増加また、担い手等が耕作する農地が分散し、作業効率の低下など早急に対策を講ずる必要がある。		

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
200 ha	177 ha	89%

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等を広報誌やリーフレット等を活用し周知、担い手の育成・確保を行い農地の利用集積を図る。
活動実績	農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等を広報誌やリーフレット等を活用し周知を図り、担い手への農地の利用集積を図った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	目標を達成できなかったが、農地の流動化を目標としたため、妥当と考える。
活動に対する評価の案	より効果的なあっせん手段を模索する必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標を達成できなかったが、農地の流動化を目標としたため、妥当と考える。
活動に対する評価	より効果的なあつせん手段を模索する必要がある。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
		2,219 ha	463 ha
課 題	特に中山間地における山林転用事案が多数発生している。地元農業委員の目も行き届かないため違反転用の発見が遅れがちであり、重点的なパトロール活動が必要である。		

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
5 ha	1.7 ha	34 %

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	①広報紙での周知、農地利用状況調査及び農地パトロールの随時実施による違反転用地の早期発見。 ②違反転用者に対して、必要に応じて制度説明、是正指導。
活動実績	広報紙での周知はできなかったが、農地パトロールの随時実施並びに農地利用状況調査による違反転用農地の発見・違反転用者に対する制度の説明・指導を行い、追認許可等の正式な転用手続きの推進が図れた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	転用申請を丁寧に説明していただくため、妥当なものとする。
活動に対する評価の案	農地パトロールの随時実施により違反転用の早期発見、違反転用者に対する制度の説明・指導に一定の効果を上げることができたが広報紙等により更なる啓発活動が必要である。



(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	転用申請を丁寧に説明していくため、妥当なものとする。
活動に対する評価結果	農地パトロールの随時実施により違反転用の早期発見、違反転用者に対する制度の説明・指導に一定の効果を上げることができたが広報誌等により更なる啓発活動が必要である。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。